

令和 8 年度以降入学する学部生に対する独自の授業料免除廃止について

【ご意見・ご要望】(投稿日:2025 年 12 月 8 日)

京都大学 web ページの「授業料の免除／入学料の免除と徴収猶予」において、PDF ファイル「本学の入学料・授業料免除制度の変更予定について(学生周知) 2025 年 11 月」でご説明されている、「令和 8 年度以降に入学する学部生の入学料・授業料免除については、独自制度への出願を不可とします。」に対して反対を申し上げます。

その理由としては、令和 2 年度から実施されている日本学生支援機構の給付奨学金、および令和 7 年度から実施されている多子世帯に対する入学料・授業料を無償とする政策では、どうしても取り残されてしまう人がいるからです。

例えば、令和 2 年度から実施されている日本学生支援機構の給付奨学金では、「高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から大学等へ入学した日までの期間が 2 年を経過していない人」という条件があります。私が京都大学の学部に入學したのは高等学校卒業後 8 年後でした。

授業料免除・入学料免除の出願のしおりを見ると、2024 年度は、授業料免除については学部生が 1132 人出願しており、そのうち全額免除が 859 人、半額免除が 22 人います。2025 年度は多子世帯への支援が開始されたとはいえ、まだ 1000 人程度の出願はあるでしょう。この 1000 人程度の人を取り残されてしまいます。

私は、京都大学の独自の授業料免除制度によって学業を続けることができました。未来の学部生が、過去の学部生よりも苦しい思いをするなんて状況を作りたくありません。未来は今よりやさしいものであってほしいです。私は授業料免除制度によって救われ、京都大学に恩義を感じており、京都大学に対して異議を唱えるようなことはしたくないですが、自分が授業料免除を受けることができ、未来の学部生が授業料免除を受けることができないのを黙ってみていたということにはなりたくないの、この意見を書いています。誰ひとり取り残さないインクルーシブな制度は残さなくてはなりません。京都大学にはそうあってほしいです。

【回答】(回答日:2025 年 12 月 25 日)

(回答部署:学務部学生課奨学掛)

ご意見ありがとうございます。

変更内容および、その背景については「本学の入学料・授業料免除制度の変更予定について(学生周知)」に記載のとおりですが。既に多くの大学で学部生対象の独自制度が廃止されています。本学においては、ご心配の状況等も含め影響の度合いなども考慮し独自制度を暫定的に継続運用してきておりました。そもそもこの大学

独自制度で使用している予算は、諸外国に比し進学者の少ない大学院学生の授業料免除に対して国から配分のあった予算を学部学生に対して振り分けて実施していたもので、国による高等教育の修学支援新制度が拡充されたことなどに伴い、元々の予算配分先である大学院学生に対する入学料・授業料免除枠に戻して使用することといたしました。

いただいたご意見は、今後の制度設計の参考とさせていただきます。ご理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。